

【ミャンマー】ミャンマーにおける登記済又は使用済商標の出願受付開始（ソフトオープン）について

2020年8月31日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ミャンマーにおける登記済又は使用済商標の出願受付開始（ソフトオープン）についてのお知らせです。

8月28日、ミャンマー商業省 Dr. Than Myint 大臣は、商標法に基づく登録に関する告示（商業省告示 No.63/2020）を公表した。

本告示は、商標法第93条（a）に規定された標章（登記済標章又は実際に使用されている未登記標章）の権利者のために発行されたもので、2020年10月1日から出願を受け付ける旨が規定されている。これは、いわゆるソフトオープンの日を2020年10月1日とするというもの。

また、過去に登記所における登録を行った証拠、又は、登録をしてない場合に専ら出願人によって使用されていたあるいは使用されている証拠として、以下の書類を提出することができる旨が規定されている。

- (a) 過去に登記所において登録した標章
- (b) 登記証（写し）
- (c) 新聞公告又は一般に告示したことの証明（Cautionary Notices）
- (d) 連邦の市場における実際の使用の書類
- (e) マーケティング又は広告の書類
- (f) 納税領収書又は費用に関する領収書（Tax receipt or expense receipt）
- (g) 出願人と過去に登記所で登録された標章の所有者との間に相違がある場合、譲渡証書又は出願人名の変更書類
- (h) その他の書類

以下、公表された告示の仮訳（※）は以下のとおり。

ミャンマー連邦共和国政府 商業省告示（Notification） No.63/2020 2020年8月28日
本告示は、先使用制度（First to Use System）から先願制度（First to File System）への移行に関し、商標法第93条（a）に規定された標章の権利者のために発行されたものである。

商標法に基づく登録に関する告示

1. 商標法第 93 条 (a) に規定された標章の権利者は、商標法の施行前に登記所において登録された標章の権利者、及び登録はしていないが連邦の市場において実際に使用されている未登録標章の権利者を意味する。

2. 上記第 1 条に記載の標章の権利者は、商標法第 93 条 (b) の優先権を獲得しようとする場合、2020 年 10 月 1 日から標章登録出願の受付を公式に開始する日（訳注：いわゆるグランドオープンの日）までに登録官に出願をしなければならない。上記期間内に提出され、規定の手数料が支払われ、基礎的要件を満足した出願は、標章登録出願の受付を公式に開始する日を出願日（Filing Date）として受付が行われる。

3. (a) 第一手段として、標章の権利者は、商標出願の代理業務サービスを提供している会社及び法律事務所を通じて消費者局により規定された電子的手段によって標章の登録出願を行うことができる。

(b) 第二手段として、標章の権利者は、自分自身で又は規定された電子的手段による第一手段の者を通じて規定された電子的手段によって標章の出願を行うことができる。

(c) 上記 (b) の手段で出願した標章の権利者は、上記 (a) の手段で出願した標章の権利者と同じく商標法第 93 条 (b) に規定された使用による優先権が享受でき、共に登録出願日を同じく認められる。

4. 上記出願について、商標登録を得ようとする標章は、登記所においてそれ以前に登録された標章又は連邦の市場において実際に使用されている標章と同一であるだけでなく、当該商標を使用する商品又はサービスが同一でなくてはならない。商品又はサービスをより増やして表示した場合、増やされたものは考慮されない。

5. 商品又はサービスの記載は標章登録のための商品及びサービスの国際分類（International Classification – Nice Classification）に基づいて詳細に記載されなくてはならない。

6. 関連する手数料及び支払い方法を含んだ標章の登録方法については商標法を施行させる命令が出される前に別途公表される。

7. 過去に登記所における登録を行った証拠、又は、登録をしてない場合に専ら出願人によって使用されていたあるいは使用されている証拠として、以下の書類を提出することができる。

(a) 過去に登記所において登録した標章

(b) 登記証（写し）

(c) 新聞公告又は一般に告示したことの証明（Cautionary Notices）

(d) 連邦の市場における実際の使用の書類

(e) マーケティング又は広告の書類

(f) 納税領収書又は費用に関する領収書（Tax receipt or expense receipt）

(g) 出願人と過去に登記所で登録された標章の所有者との間に相違がある場合、譲渡証書又は出願人名の変更書類

(h) その他の書類

8. 商標法第 93 条 (a) には規定されていない、標章の権利者で、商標法の規定により権利を得たい者は、商標法が施行された後、標章登録出願の受付を公式に開始する日から商標法及び規則に従い登録出願をすることができる。

Dr. Than Myint

ミャンマー連邦共和国政府

商業省

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確にするよう努力しておりますが、本仮訳の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。正確には以下の URL に記載された原文を参照いただくことをお勧めします。

情報公開日

2020 年 8 月 28 日

URL 等

<https://www.facebook.com/photo.php?fbid=749317299242305&set=pcb.749317519242283&type=3&theater>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。